

昭和9年14月  
15

### 要求條件

一 工場立憲制ヲ採用シ且團體交渉權ヲ確認スルコト。  
二 左ノ標準ニ依リ退職手当ヲ支給スルコト。

勤績満六ヶ月ニシテ退職スル場合ハ日給二十日分 六ヶ月以上ノ勤績、  
一ヶ月ヲ加フル毎ニ日給三日分ヲ加算スルコト。但し會社ノ都合ニ  
依リ解僱スル場合ハ右ノ倍額トシ尙六ヶ月未滿ノ者ニモ勤績  
一ヶ月ニ付日給三日分ヲ支給スルコト。

三 左ノ区分ニヨリ増給スルコト。

甲 日給 二円以下 二十五銭、 日給 二円五十銭以下 三十銭、  
日給 三円以下 十五銭、

乙 日給 三円以下 十五銭、